

会 議 録

会議の名称	第 5 6 回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和 8 年 5 月 2 1 日（木） 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 3 0 分まで
開催場所	和泉市役所別館 3 階 3 - 4 会議室
出席者	委員：弁護士、大学教授、警察OB 事務局：（契約検査室）室長兼検査担当課長、契約担当課長、総括主幹、総括主査 計 4 名
会議の議題	1. 報告案件 （1）前回の振り返りについて （2）入札・契約手続きの運用状況について ①下請セーフティネット債務保証事業の導入について ②発注基準額等の見直しについて ③建設工事業者格付における福祉対策の加算点見直しについて （3）指名停止について （4）再苦情処理の状況について 2. 審議案件 （1）工事等の入札方法別抽出事案審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第 2 条第 1 号の工事等一覧表から、同基準第 3 条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。（審議対象期間：令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの工事等入札案件）
会議の要旨	事務局から、前回の振り返り、入札・契約手続きの運用状況、指名停止、再苦情処理の状況について報告、工事等の入札方法別抽出事案について説明し、審議を行った。
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☒ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）

その他の必要 事項（会議の 公開・非公 開、傍聴人数 等）	会議非公開
審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
1. 報告案件 （1）前回の振り返りについて 委員長～案件の内容について説明願う。 事務局～前回の指摘事項は特にありません。 委 員～質疑なし （2）入札・契約手続の運用状況について ①下請セーフティネット債務保証事業の導入について 委員長～案件について説明願う。 事務局～債権譲渡（地域建設業経営強化融資制度、下請セーフティネット債務保証事業）は国からも導入を推進されており、本市では「地域建設業経営強化融資制度」のみ導入している状況である。「下請セーフティネット債務保証事業」は「地域建設業経営強化融資制度」では対象とならない下請保護対策が盛り込まれているため、令和8年度より導入を行ったものである。 委 員～どの業者でも利用は可能なのか。 事務局～資金融資を行う組合に属している業者のみが可能である。 ②発注基準額等の見直しについて 委員長～案件について説明願う。 事務局～本市の制限付き一般競争入札に係る発注金額基準等について、市内業者の育成及び更なる受注機会確保を目的に、工種ごとに施工品質を確保しながら基準額等の改正が可能なものについて見直しを行ったものである。 委 員～質疑なし ③建設工事業者格付における福祉対策の加算点見直しについて 委員長～案件について説明願う。 事務局～建設工事業者格付制度における福祉対策の加算点が、これまで法定基準を満たす事業者に加算されていたが、法定を超える雇用を行う事業者に対して加算を行うよう改正を行ったものである。 委 員～当該改正による影響はどの程度か。 事務局～令和8・9年度の格付において適用したが、本改正内容により等級に影響があった業者はなかった。 （3）指名停止について ・指名停止業者 2者 委 員～質疑なし	

(4) 再苦情処理の状況について

- ・苦情処理案件 該当無し

委 員～質疑なし

2. 審議案件

(1) 工事等の入札方法別抽出事案件審議

事務局～令和7年12月1日から令和8年3月31日までに入札・契約した45件のうち、委員が抽出した10件について説明

- ・制限付一般競争入札案件（0件のうち、0件）

事務局～質疑なし

- ・公募型指名競争入札案件（37件のうち、7件）

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。

- ① 和泉市庁舎第1分館冷水機設置工事
- ② 光明池公園管理工事(R7-1)
- ③ 納花児童遊園管理工事(R7-1)
- ④ 信太山丘陵里山自然公園整備工事(R7-1)
- ⑤ ふるさとの川管理工事(R7-1)
- ⑥ 幸2号公園管理工事(R7-1)
- ⑦ 坪井町配水管添架工事

委 員～①について、不調となった理由は何か。

事務局～工期が12月～3月と繁忙期であること及び設計金額のうち、大部分が機器代であったことから、利益が出にくかったことが原因と考えている。

委 員～②③④⑤について、②④⑤は参加業者が同一である。また③は②④⑤とは異なる参加業者である理由は。

事務局～②④⑤は造園A等級業者に発注された工事であり、③は造園B等級業者に発注された工事であるためである。

委 員～業者が複数案件に参加申請を行い、複数案件で落札者となった場合、業者規模から施工が可能なのか。

事務局～一概に業者規模と工事の実効性を比較することはできないが、当該工事の経営事項審査点が一定点数以上であること及び造園工事に配置可能な技術者を複数人雇用している業者が多いため、施工可能と考えている。

委 員～③⑥について、入札参加者が少ない理由は何か。

事務局～造園Bの業者数は12者あるが、これまでの入札結果より参加も少ない傾向にある。

委員～⑦について、入札額が全者最低制限価格となっているが、考えられる理由は。
事務局～最低制限価格を事前公表としていること及び事業者の積算結果に基づくものと考えている。

委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・指名競争入札案件（7件のうち、2件）

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確保し、選定している。

⑧ 和泉市庁舎第1分館冷水機設置工事（再入札）

⑨ 令和7年度 下水道管路施設耐震化実施設計等業務委託

委員～⑧について、事前辞退が多かった理由について何が考えられるか。

事務局～工期が12月～3月と繁忙期であること及び設計金額のうち、大部分が機器代であったことから、利益が出にくかったことが原因と考えている。

委員～⑨について、入札金額にバラつきがあるが、指名業者全者に同様の資料を配布しているのか。

事務局～指名業者全者に同様の資料を配布している。

委員～どのような内容の資料を配付しているのか。

事務局～業務ごとの対象範囲、業務内容、業務を行ううえでの条件設定、配置技術者の資格要件、提出書類等を詳細に示している。

委員～コンサル業務はなぜ入札額に差がつくのか。

事務局～コンサル業務は人件費が多くを占め、削減が困難であることから、各社積算の結果、応札額に差が出ているものと考えている。

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・随意契約案件（1件のうち、1件）

⑩ 国分町漏水対応緊急掘削工事

委員～⑩について、どのような緊急性があったのか。

事務局～水道管の大型漏水が発生し、道路上が広範囲にわたり水に浸かっている状況となったことから、市民生活に影響があると考え、緊急工事を実施した。

委員～業者選定はどのように行ったのか。

事務局～漏水発生箇所付近で他の工事を施工中であった当該業者を選定したものである。

委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

以上